



ITOMAN CITY PROJECT

西崎エリアの魅力向上に向けた 糸満市体育施設・公園施設等公募について

2026.7.17

糸満市

西崎運動公園等PFI活用型公募プロジェクト・チーム

目次

1 西崎運動公園・西崎親水公園について

(1) 立地情報

(2) 運動公園の各体育施設

2 公募の基本方針について

(1) 公募の目的・狙い（期待される効果）

(2) 対象施設・手法

3 公募選定後のスケジュールについて

(1) 公募選定後のスケジュールイメージ

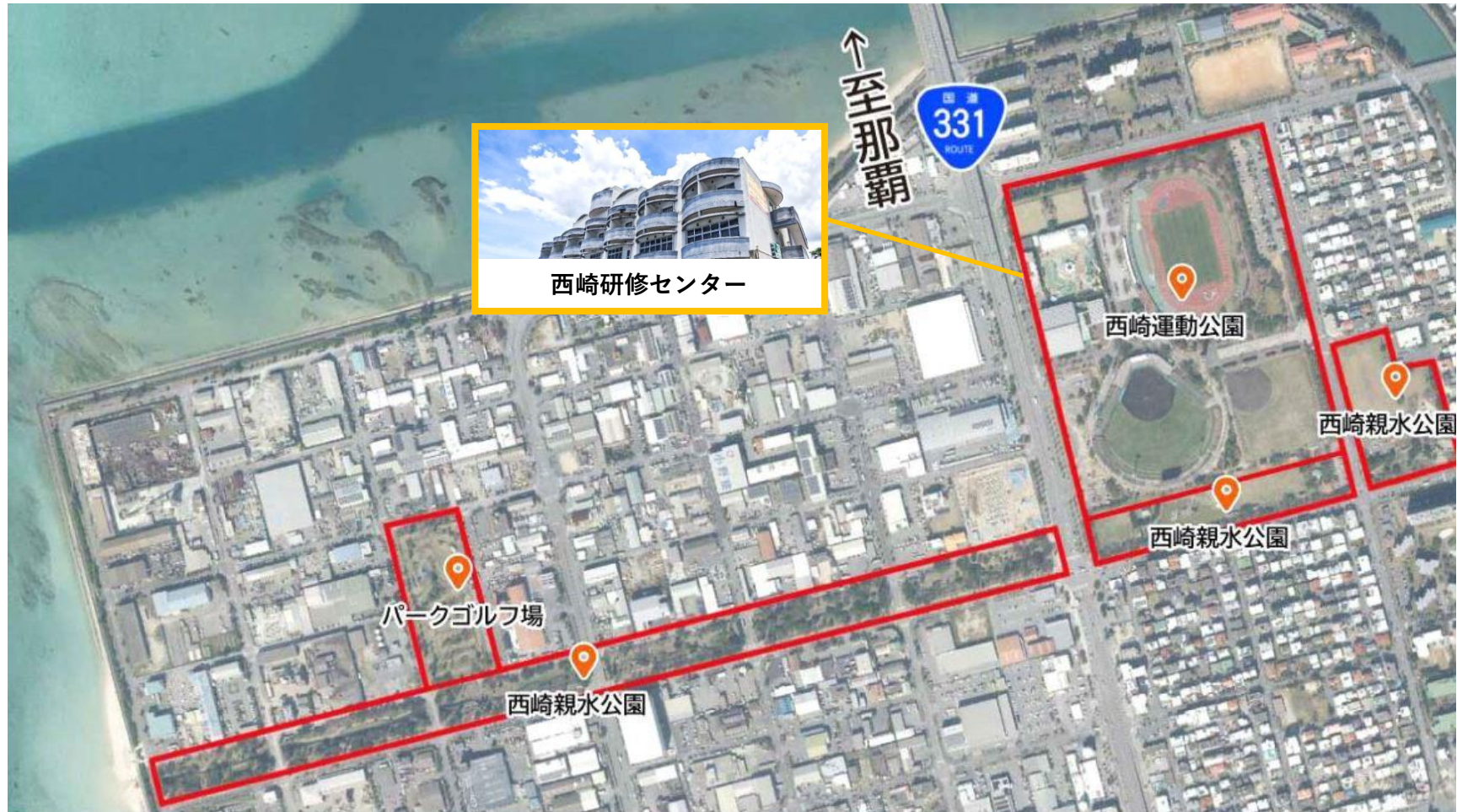
1 西崎運動公園・西崎親水公園について

(1) 立地情報

空 港から約18分の距離の好立地。

西 崎動公園には、陸上競技場、球場、屋内運動場、投球練習場、プール、庭球場、多目的広場など各施設が近接。敷地内には宿泊研修施設「西崎研修センター」が立地。

東 西に広がる西崎親水公園は、運動公園に隣接し、パークゴルフ場を併設。長年に渡り市民の憩いの場として親しまれています。



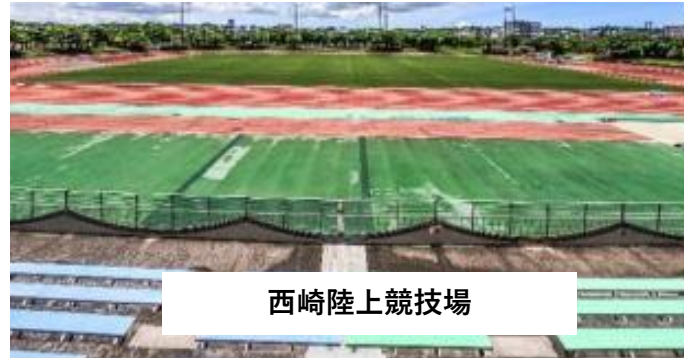
1 西崎運動公園・西崎親水公園について

(2) 運動公園の各体育施設

西崎運動公園には様々な体育施設が整備されています。
屋内運動場・投球練習場は令和7年に整備・共用開始等された新しい施設です。



西崎球場



西崎陸上競技場



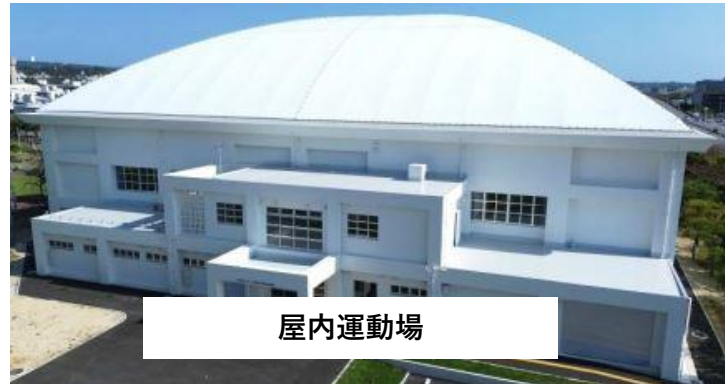
西崎プール



西崎庭球場



西崎総合体育館



屋内運動場



投球練習場

1 これまでの取組経緯について

(2) 令和7年度の実施結果（サウンディング結果）

糸 満市では、令和7年度に西崎運動公園等（西崎エリア）の魅力向上に向け、内閣府PPPプラットフォームや国交省サウンディング（官民対話地方ブロックプラットフォーム）を活用し、サウンディング型市場調査を実施しました。

その結果、西崎運動公園・西崎親水公園へのPark-PFIや西崎研修センターに関心を持つ事業者を複数確認することができました。

市 場調査の結果を踏まえ、糸満市では令和8年度にこれらの施設を含めた新たな指定管理者等の募集に向けた公募を行うこととしました。



PPPプラットフォームでの
サウンディング型市場調査

プラットフォーム	実施時期	個別サウンディング参加事業者
内閣府PPP・PF	令和7年10-12月	9-10事業者
国交省/官民対話BPF	令和7年11月	6事業者

令和8年度
公募へ

2 公募の基本方針について

(1) 公募の目的・狙い

※満市では、厳しい財政状況を踏まえつつ、現施設のもつ機能の確保・維持に加え、西崎エリアにおいて民間活力による新たな付加価値の創造を目指していくことを基本的な考え方として、以下のとおり基本方針（基本戦略）を整理しました。

基本方針（戦略）

- ①市民・来訪者が**安全・安心**に利用できる施設環境の維持・向上
- ②民間事業者の**創意工夫**を活かした独自事業の積極的な展開
- ③収益施設から得られる収益の公園整備への還元による**好循環**の実現
- ④**スポーツコンベンション**の更なる推進による経済波及効果の拡大
- ⑤西崎研修センターの再開による宿泊・飲食機能の**復活**とエリア全体の相乗効果の発現
- ⑥施設・周辺**自然環境**（海岸・遊歩道等）を**連携**させたコンテンツ開発による「まちの魅力向上」
- ⑦西崎運動公園・西崎親水公園等の基幹公園とその他公園施設についての応募を求める**一体公募**

2 公募の基本方針について

(1-2) 期待される効果

西崎運動公園・西崎親水公園へのPark-PFIの導入や西崎研修センターの復活、一体的な公募を展開することにより、次のような効果が期待されます。

①Park-PFIによる新たな便益施設（飲食・物販等店舗）が整備

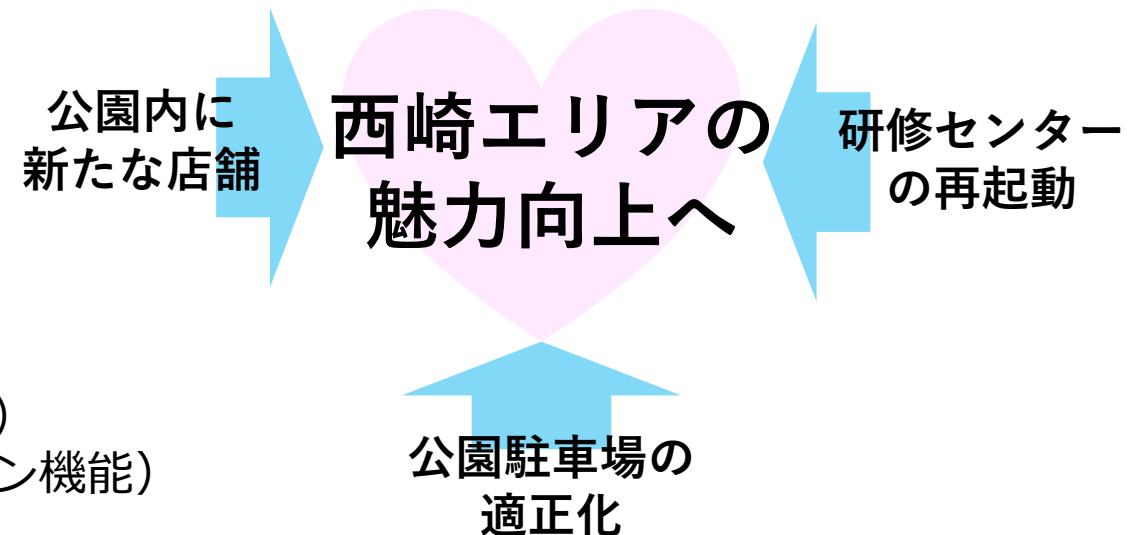
- ↳ 新たな飲食・物販店舗の開業（売上増による新たな公園施設の整備財源確保）
- ↳ 公園利用者の拡大・増加（新たな経済効果）

②駐車場の有料化（パーキング設備整備）

- ↳ 適正な利用環境の確保（駐車受入機能の回復）
- ↳ 新たな施設管理収入の確保（施設管理財源確保）

③西崎研修センターの再稼働

- ↳ 宿泊・飲食等の復活（入域客増加・市民利便性向上）
- ↳ 再稼働による経済効果（売上増による施設管理財源確保）
- ↳ 運動公園（体育施設）との連携（スポーツコンベンション機能）



2 公募の基本方針について

2026.6.22現在

(2) 対象施設

公募の対象施設は、原則として、現在の指定管理施設を対象。
(内訳)

西崎運動公園（すべての体育施設含む）、西崎親水公園、西崎パークゴルフ場
市内の都市公園・体育施設・その他公園、西崎研修センター

(2-2) 事業手法

対象施設	事業手法	提案条件	期間	その他
西崎運動公園・西崎親水公園	指定管理者制度 + Park-PFI	必須	15-20年	一部は令和11年3月末までに供用開始することが条件
西崎パークゴルフ場及び基幹公園を除く都市公園・体育施設・その他公園	指定管理者制度	必須	15-20年	左記期間においても新たなPark-PFI導入を可能とする
西崎研修センター	企画提案方式	任意	上記と同程度	

3 公募選定後のスケジュールについて

(1) 公募選定後のスケジュールイメージ

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
指定管理者の指定等 〔期間：15-20年〕	● 公募選定	▶指定管 理開始			● 中間評価	● 中間評価 更新	▶以後、5年おきに 中間評価を実施。 ▶指定管理状況の妥 当性をチェック。
PARK-PFI	● 公募選定	▶計画 着手	● 施設整備	・複数の施設整備がある場合は R11以降も新たな施設整備・共用 開始の可能性あり。			
西崎研修センター	● 公募選定	▶計画 着手	・西崎研修センターについては事業手法を含めた企画提案のため、再稼働時期については現時点未定。				